

## IP アドレスポリシー実装に関する報告の件

JPNIC に返却済み IPv4 アドレスからの割り振り開始、および AS 番号移転制度開始について、以下の通りご報告いたします。

### 1) JPNIC に返却済み IPv4 アドレスからの割り振り開始

ICANN の定めるポリシーに基づき、2014 年 5 月 23 日に、IANA から APNIC に対して「IANA に返却済みの IPv4 アドレス(以下、再分配 IPv4 アドレス)」の割り振りが行われました。

APNIC では、現在 1 組織につき/22(1,024 アドレス)を上限とする割り振りが行われている「/8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫」とは別に、「再分配 IPv4 アドレス在庫」から 1 組織につき/22 を上限とする割り振りを行なっています。

上記方針に合わせ、JPNIC においても、「JPNIC に返却済み IPv4 アドレス在庫」を活用して、1 組織につき/22 を上限とする新たな IPv4 アドレスの割り振りを行います。

これにより、JPNIC の IP アドレス管理指定事業者においても「/8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫」からの/22 と、「JPNIC に返却済み IPv4 アドレス在庫」からの/22、最大で/21(2,048 アドレス)の新たな IPv4 アドレスの割り振りを受けることが可能となります。

### 2) AS 番号移転制度の施行

IPv4 アドレス移転制度と同様に AS 番号移転制度を施行します。AS 番号移転制度の概要は以下の通りです。

対象 AS 番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JPNIC 管理下の AS 番号</li> <li>・APNIC が移転対象と認めるレジストリ管理下の AS 番号</li> </ul>
移転元としての申請範囲の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JPNIC と AS 番号割り当てに関する契約を締結している組織</li> <li>・APNIC が移転対象と認めるレジストリ管理下の組織</li> </ul>
移転先としての申請範囲の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JPNIC と AS 番号割り当てに関する契約を締結している組織、または新規に契約締結予定の組織</li> <li>・APNIC が移転対象と認めるレジストリ管理下の組織</li> </ul>
審議・確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転先が移転を受ける AS 番号を割り当て予定のネットワークが、AS 番号割り当てを受ける条件を満たすことの確認を実施</li> </ul>
移転手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転先組織より 86,400 円(うち消費税 6,400 円)/件を徴収。他レジストリが課す手数料は申請者が直接負担する</li> </ul>
移転履歴の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の内容を公開する 対象 AS 番号、移転元組織名、移転先組織名、移転年月日</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転元・移転先間での個別の移転条件については、JPNIC は関与しない</li> </ul>

### 3) 施行予定日：2014 年 7 月 1 日(火)

JPNIC に返却された IPv4 アドレスの割り振り開始、AS 番号移転制度の施行に伴い、以下の 7 文書の改定・新規策定を行い、2014 年 6 月 2 日より公示しています。

1. 『JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー』改定
2. 『AS 番号割り当て規約』改定
3. 『JPNIC における AS 番号割り当てに関するポリシー』改定
4. 『AS 番号割り当て、登録情報変更、返却申請手続きについて』改定
5. 『AS 番号移転申請手続き(JPNIC 契約組織間の移転用)』新規策定
6. 『AS 番号移転申請手続き(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)』新規策定
7. 『AS 番号移転申請手続き(移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転用)』新規策定

以上